

○鶴岡市老人ホーム入所措置規則

平成17年10月1日

規則第82号

改正 平成18年3月31日規則第25号

平成28年3月31日規則第12号

令和3年3月31日規則第5号

令和5年3月31日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条に規定する措置（以下「入所措置」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入所措置の申請)

第2条 入所措置の申請は、老人ホーム入所措置申請書（様式第1号）により、鶴岡市福祉事務所長（以下「所長」という。）に対し、入所措置を希望する者又は民法（明治29年法律第89号）第752条に規定する配偶者若しくは同法第877条に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）が行うものとする。

2 所長は、入所措置を希望する者又は扶養義務者等から次の書類を提出させることができる。

- (1) 身元引受書（様式第2号）
- (2) 健康診断書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が必要と認める書類

(入所措置の要否の決定)

第3条 所長は、前条第1項の規定により入所措置の申請があった者について、鶴岡市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の判定に基づき、入所措置の要否を決定するものとする。

2 所長は、入所措置を希望する者に入所措置を必要とする緊急な事由があり、委員会の判定を受けることができないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、入所措置の要否を決定することができる。この場合、当該入所措置の要否の決定については、委員会に報告するものとする。

(鶴岡市老人ホーム入所判定委員会)

第4条 委員会は、次に掲げる者又はその代表者をもって構成し、所長が委嘱する。

- (1) 山形県庄内保健所長

- (2) 医師
- (3) 老人福祉施設の長
- (4) 老人福祉指導主事
- (5) 地域包括支援センター長
- (6) 老人福祉担当課職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、所長が必要に応じ召集する。

4 委員会には委員長を置き、委員の互選で定める。

5 委員長は、委員会を代表し、その座長となる。

6 委員会は、入所措置の要否の判定に当たっては、次条に規定する入所措置基準に基づき、健康状態、環境の状況等について老人ホーム入所判定審査票（様式第4号）により総合的に判定を行い、その結果を所長に報告するものとする。

（一部改正〔平成18年規則25号・令和5年9号〕）

（入所措置基準）

第5条 次の各号に掲げる入所措置は、当該各号に該当すると認められる場合に行うものとする。

(1) 法第11条第1項第1号に規定する養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置については、当該老人が次のア及びイのいずれにも該当する場合に行うものとする。

ア 環境上の事情については、次の（ア）及び（イ）に該当する場合

事項	基準
(ア) 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 この場合において、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要となるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものとする。
(イ) 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

イ 経済的事項については、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条に規定する事項に該当する場合

(2) 法第11条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する

措置については、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護状態と同程度の状態にある者であって、その者の健康状態が次のいずれにも該当する場合とする。

ア 入院加療を要する病状でない場合

イ 伝染性疾患を有しないこと又は当該疾患を有しているものの他の者へ伝染させるおそれがない場合

(3) 法第11条第1項第3号に規定する養護受託者に養護を委託する措置については、次のいずれにも該当しない場合とする。

ア 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合

イ 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

（一部改正〔平成18年規則25号・令和5年9号〕）

（65歳未満の者に対する入所措置）

第6条 法第11条第1項に規定する措置は、同項各号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。ただし、60歳未満の者であっても次のいずれかに該当するときは、入所措置を行うことができる。

(1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所させることができないとき。

(2) 初老期認知症に該当するとき。

(3) その者の配偶者（60歳以上の者に限る。）が入所措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が前条各号に規定する入所措置基準のいずれかに適合するとき。

（入所措置の開始）

第7条 所長は、第3条の規定により入所措置を採ることと決定した者について、入所措置の開始を決定するものとする。

（入所措置の変更）

第8条 所長は、入所措置を採られている者（以下「入所者」という。）が、他の入所措置を採ることが適当であると認められるに至った場合は、当該入所措置の変更をすることができる。

（入所措置の廃止）

第9条 所長は、入所者が次のいずれかに該当する場合、その時点において入所措置を廃止するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第5条各号に規定する入所措置基準に適合しなくなったとき。

(3) 入院その他の事由により、養護老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3月以上にわたることが明らかに予想される場合又はおおむね3月を超えるに至った場合

(決定通知書)

第10条 所長は、第7条から前条まで規定する入所措置の開始、変更又は廃止を決定した場合は、福祉施設措置決定通知書（様式第5号）により入所者又は扶養義務者等及び当該施設の長又は養護受託者に通知するものとする。

(養護受託の申出等)

第11条 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第1条の6の規定による申出は、所長に養護受託者申出書（様式第6号）を提出して行わなければならない。

2 所長は、前項に規定する養護受託者申出書の提出を受けたときは、その申出者を養護受託者とするものの適否について審査を行い、養護受託者とするものを適当と認めた者については、養護受託者登録簿に登録し、養護受託者決定通知書（様式第7号）により、養護受託者とするものを不適当と認めた者については、養護受託者申出却下決定通知書（様式第8号）により、それぞれ申出者に対し通知するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、入所措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市老人ホーム入所措置規則（昭和63年鶴岡市規則第13号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日規則第25号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日規則第9号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。